

令和 8 年度

(仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託 公募型プロポーザル技術提案書等作成要領

1 本要領の位置付け

本要領は、(仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務を委託するにあたり、「(仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル実施要領」(以下、「実施要領」という。)における提出書類の作成方法を示すものである。

2 資格審査書類の作成方法

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 単体企業・代表企業の参加資格要件等調書 (様式第 2 号)	・ 認定業種、建設業の許可および経営事項審査の欄は実施要領 8 - 1 (2) ア②に示す許可を受けている業種等のみを記載すること。 ・ ISO 認証取得状況の欄には技術資料提出期限日に有効な ISO9001 又は ISO14001 を記載すること。 ・ 同種・類似工事の施工実績については、技術提案書等評価要領「3 実績評価」の内容に留意して作成すること。
(2) 単体企業・代表企業の配置予定技術者調書 (様式第 3 号)	・ 各配置予定技術者の氏名、生年月日、所属会社名、雇用期間および保有資格は実施要領 8 - 1 (2) ア④に示す要件のみ記載すること。 ・ 同種・類似工事の施工実績については、技術提案書等評価要領「3 実績評価」の内容に留意して作成すること。

3 資格審査書類作成上の留意事項

提出書類は、実施要領及び本要領並びに別添様式に示された条件に適合しない又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、施工実績等を無効とし、失格とすることがある。

4 技術提案書の作成

各提案について、資料 3 の(仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領「4 技術提案評価」の内容に留意して作成すること。

各提案は、原則として、評価項目 1 項目につき 1 提案とし、それぞれ様式第 6 号 1 枚に記載すること。ただし、複数の提案を組み合わせることで実現する内容については、複数の提案(様式複数枚)に分けて提案することも可能とする。

5 技術提案書作成の留意事項

- (1) 提案は、(仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託特記仕様書に記載の設計と条件を遵守した提案とする。
- (2) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。文字の大きさは 10.5 ポイント以上(イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。)とし、文字間隔は標準とする。カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。

- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権が含まれる提案をする場合、別の者が（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事（以下「本工事」という。）を請負い使用する場合は使用料及びその他利用条件を明示すること。
- (4) 技術提案書に記述した提案は、技術提案内容の適用判断及び設計に反映させるために必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。
- なお、技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

6 概算工事費見積書の作成

- (1) 概算工事費見積書(様式第 7 号)
- 様式第 7 号に記載の上、令和 8 年 1 2 月時点の見積額を提出すること。
- (2) 概算工事費見積内訳書(様式第 7 号-2)
- 様式第 7 号-2に記載の上、提出すること。必要に応じて、見積項目を追加・修正すること。また、PDF データ及びテキストデータ (MS-Excel 形式) も併せて提出すること。
- (3) 概算工事費見積内訳明細書 (任意書式)
- ア 書式は任意とする。なお、応募者名称及びページ数／全体ページ数を各ページに記載し、PDF データ及びテキストデータ (MS-Excel 形式) も併せて提出すること。
- イ 名称・数量・単価・金額等を記載すること。
- ウ 共通費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）は率対象額と率を記載すること。
- エ 価格調整などの一括値引き（出精値引き）は行わないこと。

7 概算工事費見積書作成上の留意事項

- (1) 概算工事費見積書は実施設計図書等に基づき作成すること。
- (2) 実施設計図書等に表記されていない場合でも、対象工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、必要とされる内容を想定し、概算工事費見積書、概算工事費見積内訳書及び概算工事費見積内訳明細書に反映すること。
- (3) 技術提案内容については、全て見積に反映させること。なお、VE 採否通知前の見積には VE 提案は反映させないこと。

8 VE 提案書の作成

- (1) VE 提案総括表(様式第 8 号)
- 提出されたすべての VE 提案の総括表として、様式第 8 号を提出すること。また、PDF データ及びテキストデータ (MS-Excel 形式) も併せて提出すること。
- (2) VE 提案書 (様式第 8 号-2)
- ア VE 提案ごとに、様式第 8 号-2 を提出すること。また、PDF データ及びテキストデータ (MS-Excel 形式) も合わせて提出すること。
- イ 次に掲げる事項を各 VE 提案書に記載すること。
- (ア) 実施設計図書等に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案目的
- (イ) VE 提案が採用された場合の概算工事費のコスト削減金額（諸経費含む）、算出根拠（図面・数量など）

(ウ) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(エ) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

ウ V E提案書は、各提案についての具体的な考え方を様式第 8 号-2 の範囲内で記載すること。なお、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価しないことがある。）

(3) V E提案の対象

V E提案数は下表のとおりとする。

	提案 1 件あたりのコスト削減金額	提案数の上限
ア	制約なし	20

(4) V E提案の範囲

次に該当するものはV E提案の対象とすることができない。ただしエ～シについては、該当する場合であっても工事費の削減に伴うライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の維持・向上の観点から、総合的に大きな効果が得られると認められる場合についてはこの限りではない。

ア 法令等に抵触する恐れのあるもの

イ 防災性・安全性が低下するもの

ウ 構造性能の低下を伴うもの

エ 実施設計図書に示す機能・性能・品質が低下するもの

オ 配置計画・平面計画において機能・性能・品質が低下するもの

カ 設備計画において機能・性能・品質が低下するもの

キ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの

ク 工事騒音・振動が大きく増加するもの

ケ 環境負荷が大きく増大するもの

コ 維持管理の困難さや過度なメンテナンスコスト増加をもたらすもの

サ JR富士駅及び駅前広場（交通ロータリー）の機能低下に直接関連すると予想されるもの

シ 本工事範囲から別途関連工事への単純な工事範囲変更や建設工事全体のコストが低減にならないもの

ス その他適正な履行がなされない恐れのあるもの

セ 実施設計技術協力業務の工程に遅延の恐れがあると予想されるもの

(5) V E提案の具体的な考え方

総合的な観点から、大きな効果が得られると認められる柔軟な提案を求める。提案にあたっては、以下を遵守のこと。

ア 配置計画に係るもの

(ア) 配置計画の変更を伴う提案はできない。

イ 面積・高さに係るもの

(ア) 延べ面積は実施設計図書（先行段階）に示す数値とする。

(イ) 建築物の高さ、最高高さは実施設計図書に示す高さとする。

(ウ) 主要諸室の天井高は、諸室リストに示す数値とする。

ウ 平面計画にかかわるもの

- (ア) 主要諸室のレイアウトの位置は変更できない。
- (イ) 主要諸室の面積は、諸室リストに示す数値とする。

エ 構造計画にかかわるもの

- (ア) 基本設計書に示す耐震安全性の目標を遵守すること。
- (イ) 構造形式は変更できない。
- (ウ) 設計用床積載荷重・地震荷重・風荷重・積雪荷重の設計条件は変更できない。

オ 設備計画にかかわるもの

- (ア) 実施設計図書に示された各設備条件（機能、性能、品質）を下回らないこと。
- (イ) 公共建築工事標準仕様書に準拠したものを原則とする。
- (ウ) 停電作業や断水作業が追加で発生する提案は、原則できない。
- (エ) 受変電設備や電気幹線に関する提案は、機械設備、に影響を与えない範囲とする。
- (オ) 空調方式は原則として変更できない。
- (カ) 給湯方式は原則として変更できない。

カ その他

- (ア) 諸室リストと設備プロット図に示す諸室及び設備が備えるべき機能・性能を遵守すること。
- (イ) 本施設はZEB Ready取得の施設として計画することを必須とする。

9 VE提案作成上の留意事項

(1) VE提案の取扱い

特許権、実用新案権、意匠権、商標権等が含まれるVE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではないが、排他的権利の使用にかかる費用については、VE提案金額に含めること。

また、本プロポーザルにおいて非採用となったVE提案についても、実施設計技術協力業務において再度検討し、採用することがある。

(2) VE提案の責任の所在

ア 本プロポーザルにおいて採用されたVE提案について、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、建築確認申請上、提案者をその他設計者とする。その際に発生する費用等はVE提案金額に含めること。

イ 上記アにおいて、提案者が建築確認申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には当該提案は採用しない。

10 その他留意事項

- (1) 技術提案及びVE提案については、審査を公平に行うため応募者が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は認めない。
- (2) 提出書類が、実施要領及び本要領並びに別添様式に示された条件に適合しない場合、記載漏れの場合又は記載内容の不整合若しくは誤りがある場合には無効とすることがある。
- (3) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。
- (4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に

定めるものとする。

(5) 各様式は片面、サイズは日本産業規格による。